

3. 安全普及啓発活動等Q & A

事前に実施した調査からは、安全普及啓発活動等を進めていくにあたって様々な悩みがうかがえました。このコーナーでは、皆様の頭を悩ませる課題の解決方法を共済室のメンバーで話し合いました。ぜひご参照いただき、みなさまのお悩みが少しでも解消に向かえば幸いです。

情報収集について



安全普及啓発活動等を実施するにあたって、どこから情報を集めたらよいか分からず困っています。役立つ情報がまとまっているwebサイトなどがあれば教えてほしいのですが……。

インターネット上には様々な情報あふれていますし、何を参考にしたらいいか困ってしまいますね。文部科学省で学校安全を担当している初等中等教育局健康教育・食育課の担当者に聞いてみましょう。



活動を始めるにあたっての情報収集はとても大切なプロセスですね。情報収集するには「**文部科学省×安全教育**」というwebサイトを活用すると良いですよ。様々な自治体や機関が作成した資料など、たくさんの情報があります。その一部を下記に紹介しましたので、ぜひ参考にしてみてください。

文部科学省

都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧 | 文科省作成資料・取組・事業 | 今日のニュース | 表彰制度 | 研修会情報 | 関連情報へのリンク

MEXT
文部科学省
×
学校安全
School Safety

都道府県・政令市教育委員会作成資料

生活安全・交通安全・災害安全の各領域にかかる全国の自治体の作成資料を掲載。
学校安全計画、危機管理マニュアルの見直しや、学校での安全教育の参考にしてください。

都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。

各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。



マンパワーや財源の不足について



安全普及啓発活動等を積極的に実施したくても、マンパワーや財源が不足していて、なかなか活動に手が回らないです。何か良い対処法はないでしょうか。

基本的な事ですが、共済団体の財政状況は、共済金の支払い総額に影響されるので、年間の災害発生件数や支払い総額、支払った時期といったデータを分析できるようにしっかりとまとめておくことがとても大切です。それができていると、団体の財務状況を健全に保つことにつながります。また、集約したデータは定期的に分析・検証し、場合によっては共済規程や掛金を見直すことも必要になるので、その場合は共済室までご相談下さい。



また、共済団体に限らずですが、非営利団体が活動する際の主要な財源として、

- ①寄付金・会費収入 ②事業収入 ③助成金

などがあります。共済団体においては収入の大部分を会費収入が占めていますが、中には基金を設置して寄付金を募るなど、多様な財源を元に事業を実施している団体もあります。近年はクラウドファンディングはじめ、様々な資金調達方法があり、それらを積極的に取り入れる非営利団体も増えています。PTAでもクラウドファンディングで活動資金を確保したケースなども現れはじめました。

また、財源の獲得だけでなく、業務見直しによる削減と効率化、公益認定を受けることでの税制優遇など、支出を抑制することで財源を確保することも手段の一つと考えられます。



♪マンパワー不足にどう立ち向かうか♪

現在、共済団体全体の職員数の平均は、常勤職員のみで約2.5人、非常勤職員を含めると約3.5人となっています。今回の調査結果を見ると、多くの共済団体がマンパワーの不足に直面していることが分かりました。マンパワーを確保するために一番簡単なのはもちろん「事務局の人員を増やすこと」ですが、財源等の理由からそれができないケースも多いと思います。その場合は「業務の効率化」や「業務の見直し」などが主な対処方法になります。

業務効率化の実例

- 職員一人一人の作業効率を高めるため、エクセルの研修を実施した。その後、研修で習得した知識を元にエクセルの集計表を改良したところ、作業効率がアップして業務に余裕が生まれた。
- 「ToDoリスト」や「業務ノート」を使って、一日の業務スケジュールやタスク管理を徹底したところ、無駄の無いスケジュールで仕事をこなすことができ、また、業務のやり忘れといったミスが減った。

業務の見直しのためには

現在の業務を見直し、団体の目的達成に向けて効果の薄い業務を削減することで業務の効率化を図ることができますが、その場合は、本来必要だった業務を削除してしまった、などのケースにつながる危険性もあります。そのため、本当にこの業務を削減しても差支えないのかを慎重に検討する必要があります。その業務が必要になった経緯をリサーチしたり、かつての担当者からの意見を踏まえて検討を行うなど、多くの情報から判断することが大切なポイントとなります。

ケーススタディ 実際には業務の見直しを行ったケースとその際に使用したツールをご紹介します。

(本ケースは、実際にあった業務改善の一例です。共済団体でのケースではありませんが、共済事業においても業務効率化の参考になるものですので、ご紹介します。)

ある法人 A の地域連携担当職員として勤務していた B さん。様々な機関とのやりとりや組織内での調整、イベントや講座といった事業の実施に広報誌と、毎日夜遅くまで働いていました。必死で仕事をこなすも一向に余裕はできません。そんな最中、法人の収益悪化のため、2年後に予算が削減されることが決まり、これまで与えられていた年間予算の3分の1にあたる100万円を削減することとなりました。さらに、そのような厳しい予算状況の中でも、法人の収益回復のためにこれまで以上に質の高い事業を求められることとなりました。

プロセス① 現在実施している事業とタスクの棚卸と検証

実は、Bさんが現在の担当になった時、これまでの予算の使用状況がほとんどまとめられておらず、どの事業でどの程度の収益・赤字が発生しているのか、誰も把握できていませんでした。そこで、現在実施している事業別に、使用している「予算」や「必要人員」、その「費用対効果」等を検証したものを事業ポートフォリオとしてまとめました。その結果、これまで新規事業をどんどん立ち上げて領域を拡大していくという戦略の下、マンパワーや予算を無視した事業拡大を続けていたために、人員に見合わない事務量が発生していたり、費用対効果の薄い事業が存在すること、そして効率化を図ることなく予算を使用するなど、多くの無駄があることが分かりました。また、担当する職員間にも業務量の偏りがあることが判明しました。

【参考】事業ポートフォリオ

	現在のマンパワー	現在の予算	費用対効果	団体ミッションとの関連性	考察コメント	改善プラン	結果
講座の実施	主担当2名 (Bさん、Cさん) 当日は1名 (Bさんのみ)	100万円	料金規定の見直しが必要	高い	団体の主力事業として成長の余地があるものの、料金規定が整備されていないことに問題がある。	料金規定を見直す	料金規定を見直し、細かな設定が可能になったおかげで、前年度より1.8倍の収益につながった。
地域と連携した各種イベントの実施	主担当2名 (Bさん、Cさん) 当日は1名 (Bさんのみ)	100万円	高くない(特に広報活動に無駄が多い)	高い	団体の地域貢献活動の中心であるものの、前例踏襲で実施してきており、様々な課題や改善点が存在する。	団体ミッションとの関連が薄いものから実施しないこととする 個別のイベントごとに広報活動の見直し	イベントの圧縮を行った結果、業務量が適正なものとなり、他の事業の改善等にマンパワーをまわすことが可能となった。
講師派遣の窓口業務	主担当2名 (Bさん、Cさん)	なし		高い	組織としての対応方針がまとまっておらず、講師によっては全て無料で実施している状況。	講師派遣についての規定を整備する	一部整備したところ、業務フローが効率化され、対応に必要なマンパワーや時間が削減できたため、引き続き整備を行う。
広報誌作成	主担当1名 (Bさん)	150万	かなりの予算をかけているものの、毎年大量の在庫が発生。配架先や活用方法についても検討の余地あり。	中		業者に依頼していたデザインを自前で実施することで節約。デザイン担当はCさんに依頼することに。	経費の削減に成功し、これまでの3分の1の予算で足りた。また、デザインに従事することで、独自にイラストソフトの研修を受けるなどCさんのモチベーションも上がり、それに伴って広報誌の質も上がる、という相乗効果が生まれた。

プロセス② アクションプランの作成

プロセス①で棚卸した結果を元に各事業において検証を行いました。これまでの経緯を知っている職員からも意見をいただくなどして、団体の目的達成に向けてどれだけの効果が期待されるかといった視点で、事業の取捨や改善プランなどを検証し、具体的なアクションプランを作成していきました。

プロセス③ アクションの実行

プロセス②で作成したプランを元に、費用対効果が低い上に実施しなくても法人の目的達成と関連性が薄い事業をスクラップしました。また、法人の目的達成に必要なものの、削減や縮小が可能な事業については、それぞれ経費の削減や業務フローの見直しを実施しました。

アクションを実施した結果

不要な事業をスクラップしたことで業務量が適正化し、Bさんや周りの職員にも余裕ができた他、事業にかかる費用も削減できました。

マンネリ化について



児童生徒の健全育成のために様々なプログラムを実施していますが、例年同じような内容を取り扱っているため、徐々にマンネリ化してきており、特定の参加者のみ毎回参加している状況です。より多くの方に興味関心を持ってもらいたいのですが、現状を踏まえると新規でプログラムを組むのも難しいです。マンネリ化を打開するための何か良い方法はありますか？

独自に研修を行ったりするのは限界があるので、プログラムを提供してくれる団体に頼るのも良い方法ですね。また、もうすでに外部の協力を得て事業を行っている団体もあるかと思いますが、いつもお願いしているいわゆる「お得意様」ではなく、新たな講師や団体をお願いすることで、これまでになかった新鮮なプログラムを提供してもらえ、マンネリ感の打破にもつながると考えられます。



後ほど紹介する「土曜学習応援団」など、文部科学省でも役立つサイトを運営していますので、そちらもご活用下さい。また、一部の共済団体では、大学と連携して実施していますが、大学を上手に活用することも良い方法ですね。

いくつか情報を掲載しましたので、助成先への情報提供としてもご活用いただければと思います。

①共済団体の外部講師（団体）活用事例

三重県PTA安全互助会（P7）

スマイルリーダー養成講座

講師

①本田勝一郎（長崎市立緑が丘中学校 校長）

平成26年8月に前年の三重県に引き続き、長崎県で日本PTA全国研究大会が開催され、その際、第2分科会でファシリテーターとしてその取組を行った。

長崎県において、「ながさきファミリープログラム」のファシリテーター養成講座の講師や普及活動の豊富な経験を有する。

②桑原亜矢子（長崎市立大浦中学校PTA 会長）

長崎市出身。幼稚園教諭。長崎市PTA連合会副会長。長崎市社会教育委員。

長崎県ながさきファミリープログラムファシリテーターの会理事

平成24年から、ファシリテーターとして、PTAを中心に取組む。平成26年8月には、長崎県で開催された日本PTA全国研究大会の第4分科会「広報活動」でパネリストとしてその取組の紹介を行った。

平成23年から、長崎市教育委員会生涯学習課で、「ながさきファミリープログラム」ファシリテーターとして、PTAを中心に普及活動に取り組む。

子育て等に関する講座

講師

①安藤大作（三重県PTA連合会顧問、一般社団法人 三重県PTA安全互助会理事長）2013年公益社団法人日本PTA全国協議会副会長

全国で「子育て講演・夢志・キャリア教育・学力向上等」の講演活動を行っている。

鹿児島県教育安全振興会（P8）

鹿児島県教育安全振興会では、鹿児島県 PTA 連合会とともに、園児、児童生徒等の健全育成を推進する趣旨のもと、鹿児島大学の先生にアドバイザーとして協力をいただきながら、祝日、年末年始を除く、毎週月曜日から金曜日までの9時から17時までの間、子育て期の家庭教育におけるしつけや生活習慣、学業や交友関係等に関する不安や悩みなど保護者が抱える諸問題についての相談者からの電話相談に対して、相談員が適切な助言を行う家庭教育電話相談事業を実施しています。保護者や祖父母、児童生徒等から、園・学校生活に関すること、しつけ、家庭教育及び不登校などの相談が毎年200件前後寄せられています。

子育ての悩み相談
PTA すくすくライン
☎099-251-0309
月～金曜日9:00～17:00(祝日・年末年始は除く)
秘密厳守・相談無料
鹿児島県PTA連合会

心の荷物をおろしませんか!
しつけ 性格 家族関係 不登校
いじめの前兆 早期発見を!
あなたの不安や悩みを聞かせてください。
一緒に解決方法を見つけましょう。
(H29作製) 一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

横浜市安全教育振興会（P8）

ポスター展における取組「企業協賛による参加賞、ポスター展入賞作品カレンダー」

安全教室における外部講師の活用

ポスター展に企業からの協賛を得て参加賞や副賞について係る経費の軽減・削減を図った。また、せっかくのポスター展の作品の有効活用と事業のPRを兼ねて、ポスター展での特別賞入賞作品でカレンダーを作成し、各学校及びPTAに配布した。

安全教室の救急法教室の開催を日赤かながわからの講師派遣で当会事務局で実施するように変更。変更前は、防災指導協会が実施している講習会に入れていただく形だったが、日程が限定されていたり、事務局員が張り付いていなくてはならなかったり、制限が多かった。変更後は開催日程が自由になると共に事務局員が割かれることもなくなった。

第31回 健康と安全
ポスター展
受賞作品
カレンダー
2018/4 - 2019/3

ポスター展入賞作品
4
2018年4月30日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

April
卯月

ポスター展入賞作品
5
2018年5月31日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

May
皐月

- ②文部科学省の取組を活用
 ・土曜学習応援団（P21参照）

一般社団法人 防災ジオラマ推進ネットワーク
 ～段ボールジオラマ防災授業～

【プログラムの概要】

段ボールジオラマとは、等高線に沿って切り抜かれた段ボールパーツを積み重ねることで、子供でも簡単に組み立てることができるジオラマキットです。誰にでもわかりやすいジオラマを楽しみながら自分たちの手で作り上げることで、自分のまちへの関心を高めつつ、防災意識の向上へとつなげることができます。

＜ジオラマのサイズ＞

40cm 四方～2m 四方まで。縮尺はご相談ください。

【プログラム実施の所要時間】

1～1.5 時間

【必要経費】

地形、範囲、サイズ等により 3 万円程度～。（遠隔地の場合は別途交通費）

【実施する際に必要な設備・備品】

カラーマジック等



右のQRコードから土曜学習応援団のwebページがご覧になれます！



一般社団法人 ピースボート災害ボランティアセンター
 ～わが家の災害対応ワークショップ～



【プログラムの概要】

- 小グループに分かれて各家庭に必要な災害対応や備えを検討する
- 家族のライフスタイルや自宅の状況、地域の特性に合わせて、被災した状況をイメージしながら、具体的に「わが家」で役に立つ災害対応や備えを考える
- 家族で話し合うべき事や備えに必要な内容が習得できる



【プログラムの進行（進め方）】

第1部 身のまわりを知る 40分

講師の進行とワークブック（テキスト）に従って、受講者自身の家族・自宅・地域の特徴や災害時に潜んでいる危険性を確認します。また、持参していただいた防災マップ・ハザードマップなどの使い方を紹介します。

第2部 イメージする 30分

自分自身または家族が被災した状況を想定し、その後3日間（72時間）以内に起こるであろう出来事を、「災害イメージシート」を使って具体的にイメージします。また、その中で対応に迷ったことや困ったことをグループで共有します。

第3部 対応を考える 20分

災害時に必要な基本的な対応方法や知識をクイズ形式で学びます。また、各家庭に必要な備え（災害用備蓄品、非常時持ち出し袋）の中身を考えます。最後に、「わが家の災害時役立ち情報シート」を使って、家に帰ってから同居者で話し合うべきことを確認します。

【プログラム実施の所要時間】

わが家の災害対応ワークショップ 90分

右のQRコードから土曜学習応援団のwebページがご覧になれます！



総務省、文部科学省支援

e-ネットキャラバン

インターネット(スマホやパソコン)の
安心・安全な利用を学ぶ講座



「小学校3年生～4年生向け」
「小・中学生向け」「中・高校生向け」
「保護者・教職員等向け」があります。

ネット依存、ネットいじめ、誘い出し・成りすまし、個人情報、
ネット詐欺、チェーンメール、著作権・肖像権といった項目
について、子どもに迫る危険の実体を正しく知り、トラブル
を未然に防ぐための「啓発講座」です。
それが、『e-ネット安心講座』です。

講師派遣に伴う謝礼や
交通費は無料。
全国どこでも開催可能。

<http://www.e-netcaravan.jp>

*「保護者・教職員等向け」にはスマホのフィルタリング・設定を学ぶ『e-ネットキャラバンPlus』もあります。

【お申込み・お問い合わせ先】

本紙裏面のFAX用紙、または、上記ホームページ
(URL)からお申込みください。開催ご希望日が迫っ
ている場合は、直接右記へお問い合わせください。

一般財団法人 マルチメディア振興センター

TEL 03-5403-1090

e-mail e-netcaravan@fmmc.or.jp

総務省、文部科学省支援

e-ネットキャラバンPlus

お子さまを守るための

『スマートフォンの
フィルタリング・設定』
を学ぶ講座



講師派遣に伴う謝礼や
交通費は無料。
全国どこでも開催可能。



『e-ネットキャラバンPlus』はインターネットの安心・安全な利用のために、保護者・教職員等
向けおよび小学生～高校生向けに実施する啓発・ガイダンスです。

<http://www.e-netcaravan.jp>

『e-ネットキャラバンPlus』は従来の

「情報モラル教育(啓発・ガイダンス)」の「保護者・教職員等向け上位講座」
として設けられた『スマホのフィルタリング・設定』を中心とした講座です。

※なお、講座内で実機操作は行いません。

【お申込み・お問い合わせ先】

本紙裏面のFAX用紙、または、上記ホームページ
(URL)からお申込みください。開催ご希望日が迫っ
ている場合は、直接右記へお問い合わせください。

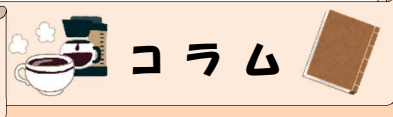
一般財団法人 マルチメディア振興センター

TEL 03-5403-1090

e-mail e-netcaravan@fmmc.or.jp



インターネットやスマートフォンの
講座にご活用ください！



コラム

大学との連携について

～「公開講座」と「講師派遣依頼」～

先にご紹介した三重県PTA安全互助会や鹿児島県教育安全振興会のように、共済団体の中でも
大学と連携して取り組んでいるところがあります。また、P20ページでご紹介しますが、PTA活
動においても積極的に大学と連携して取り組んでいる事例もあります。

「大学」というと、普段関わりのない人にとっては、どのようにコンタクトをとったらいいのか
イメージしづらいところですが、一般の方が参加できる講座(公開講座等)やサイエンスカフェな
どのイベントを実施していたり、大学の専門家に講師を依頼する際の担当窓口を設けていたり
と、一般の方でも参加・利用できるものもあります。特に、公開講座では、大学の専門的な知識を学ぶ
とともに、講師の先生はじめ大学関係者の方や、他の参加者とのネットワークを構築できるケース
もあります。こうしたネットワークを生かして、安全普及啓発活動等をより充実させていくのも、
良いパターンではないでしょうか。

これらの情報は大学によって異なるので、「●●※1大学 公開講座」や「▲▲※1大学 講師依
頼」といったキーワードで検索してみてください。また、全国規模で公開講座の情報をまとめたサ
イトもありますので、そういったものを活用するのも便利です。「大学 公開講座」のようなワード
で検索すると見つかります。

※1 調べたい大学名を入れて検索して下さい。

4. 共済団体の事業における公益性と地域と学校の連携・協働



ここまで、PTA 等共済法の基本、安全普及啓発活動等の実施状況と事例、共済団体が抱える課題についてそれぞれ確認してきました。この章では、「公益性」をテーマに、共済団体の事業について考えてみましょう。

公益認定について

一般社団・財団法人のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等）を経て、行政庁（内閣府又は都道府県）から公益認定を受けることで、公益社団・財団法人として税制上の優遇措置を受けることができます。

公益目的事業とは

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）によると、基準の一つに「公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること」とあります。公益目的事業とは、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」とされています（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条4項）。

共済団体の事業と共済事業の公益性について

共済団体は、共済事業として「共済金の給付事業」と「安全普及啓発活動等」を実施しています。また、共済事業とは別に「就学援助費の支給」などを実施している団体もありますが、事業費の多くは共済事業に使用されているのが現状です。

公益認定を受ける際には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第15条に定められている「公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第1号に掲げる額の同号から第3号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。」という点を踏まえる必要があるため、事業費の多くを占める共済事業に公益性が認められるかは重要な観点になります。

共済事業の公益性について、公益法人 information※1 では、「共済事業は、共益的な事業であって、公益目的事業としては認められることはないのか」という問いに対して、「共済事業の内容、事業形態等によっては、単に加入者の福祉の向上のみを目的とした事業ではなく、公益法人認定法別表各号のいずれかの目的に貢献し、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものと認められる場合もあり得る」「公益目的事業であるか否かについては、個々の具体的事例に即して判断することとなる」と回答しています。

※1 新たな公益法人制度についての情報を網羅し、国民の皆様方に迅速に提供するとともに、公益認定等に係る便利で簡単・低コストな電子申請を提供することを目指して作成された国（内閣府）及び都道府県公式の総合情報サイト

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト 公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/>)

公益法人認定法別表各号には「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」「地域社会の健全な発展を目的とする事業」「事故又は災害の防止を目的とする事業」など、23種類の事業が公益目的事業として掲げられています。

なるほど、共済団体の事業は児童生徒等の健全育成や健康・福祉の増進を図ることを目的としますし、地域や学校と密接に結びついて実施されているので、該当する可能性もありそうですね！



それらを判断するのは公益認定等委員会や各都道府県の合議制機関になりますが、どちらにしても地域と学校における国や教育委員会の施策について把握しておくことは重要といえるのではないのでしょうか。次のページで紹介しますね。



前ページの内容を踏まえ、ここからは「地域学校協働活動」について見ていきたいと思えます。平成 29 年度に法律に明記され、今後ますます PTA 活動との関連が深くなっていく内容ですので、共済団体の皆さまにもぜひ参考にいただければと思います！

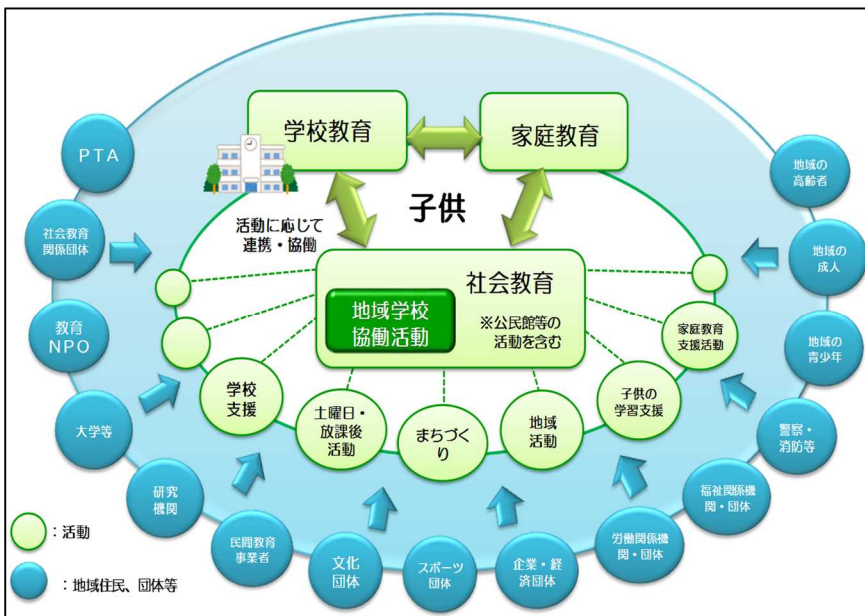


地域学校協働活動とは？

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



- 次代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となります。

地域学校協働活動は、平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

改正後の社会教育法において、教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、**地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じる**こととされています。

また、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「**地域学校協働活動推進員**」として**教育委員会が委嘱できる**こととする規定が設けられました。



このように、地域学校協働活動は法律に位置付けられており、教育委員会でも地域学校協働活動推進員の委嘱をはじめ、積極的に取り組んでいるところです。共済団体の皆さまも、これまで構築してきた学校や教育委員会とのネットワークなどを活かして、地域学校協働活動の推進にご協力いただくことは、皆さまの諸活動にとっても得るものがあるでしょう。次のページで、PTAが地域学校協働活動に積極的に取り組んでいる事例をご紹介します。

南国市立稲生小学校PTCA

◆活動概要・目的

- ・地域住民の心の拠り所である小学校を核として地域教育力の再構築を行うことを目的に開始。
- ・平成17年からPTA組織からPTCA組織づくりを開始（通常のPTAに、C:地域を意味するコミュニティを追加）

◆活動における工夫・ポイント

- ・花育の推進（花を教材に生命や個性について子供に考えてもらう地域協力型の学校支援活動を展開）
- ・食育の推進（ストーリーのある活動：「苗の植え付けから収穫、そして食する」全ての段階で地域と協働）
- ・地域文化の継承（カッパ伝説）
- ・公民館を舞台とした多世代参加型の地区の新たな祭りの創出
- ・学校・地域の合同防災訓練の実施（授業参観日に実施）
- ・高知大学地域協働学部と連携し、学生も活動に参画

◆活動の成果

- ・平成21年には学校の玄関を綺麗にしようと、地域住民、保護者の協力で花壇に種をまくことから始まった「花育」の活動は、2016年から蛍の里づくり事業として、地域全体に「花育の輪」が広がっている。
- ・「食育」を通してPTCAを中心とする学校と地域との協働で学校行事がより地域とのふれあいを大切にしたものとなり、地域活性にもつながっている。



地域住民と子供たちでカッパのフィギュアを作成し、地域文化を継承



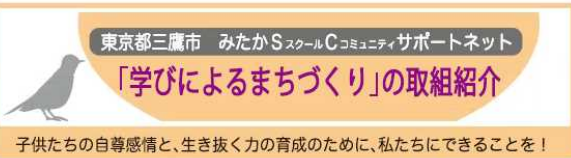
玉ねぎ苗植え



玉ねぎ販売



みたかSスクールCコミュニティサポートネット



子供たちの自尊感情と、生き抜く力の育成のために、私たちにできることを！

みたかSCサポートネットは、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を市の教育施策としている三鷹市内の小・中学校を主な活動の拠点として、地域学校協働活動を進めています。設立は平成23年4月。三鷹中央学園（三鷹市立第四中学校・第三小学校・第七小学校）の活動として、PTAの役員経験者や各校に設置されている地域子どもクラブ（放課後子ども教室）実施委員会のメンバーでスタートしました。日頃から学校に関わり、子供たちに近い所にいるメンバーです。

折しも東日本大震災直後であり、学校支援と並行して、「子供たちの命を守るために、私たちにできることは何だろうか？」という考え、自分たちで勉強したり、消防署の方にお話を聞いたり、学区内を歩いて防災マップを作成したりしました。自分たちが学んでみて改めて分かったのは「自分の命は自分で守る」、「お互いに助け合える人になる」ことが大事であり、それを子供たちに伝えることが私たちにできることだと、「カンガエル地域防災」という小さなテキストにまとめました。

そんな取組が徐々に周囲に認められ、地域の自主防災組織が主催する防災訓練から声をかけられるようになりました。多くの市民が参加する防災訓練の場で、小中学生も防災の担い手になれるという姿を見てもらおうと、学校と協働して防災授業を実施し、多くの中学生を防災訓練に送り出したのが平成25年のことです。それ以来、学年に応じた小中学校での防災授業を先生方と一緒に作り上げ、小中学生と共に防災訓練に参画する、地域の自主防災組織と学校とのつなぎ役となっています。

「防災」を通じて子供たちに社会的な役割を見だし、地域の多く目で見守られてもらうことで子供たちの自尊感情を育て、生き抜く力を持った人間になってほしいという思いを実現しています。

▶継続のポイント ～地域と学校の調整はコーディネーターが～

地域での防災訓練は各所で行われています。しかし訓練参加者は徐々に高齢化していく傾向に。中学生の協力を求めたいと感じている地域は少なくはないはずですが、でもなかなかつながらない現状にあります。そこで大事なのがコーディネーターの存在です。地域と学校をつなぐコーディネーターがしっかりと調整することで、地域と学校の協働による防災活動を実現させることができました。防災訓練の内容を詰め、地域が何をやるのか、中学生が何をやるのかをしっかりと調整しています。参加した中学生も地域のお手伝いという感覚から、授業で学んだことを生かし、自ら主体的になって活動するという意欲も芽生えています。



▲小学校3年生の「防災マップを作る」授業風景
子供たちと一緒に学区の中を歩き、「倒れてこない、落ちてこない、移動してこない」をキーワードに、見たこと、気付いたことをグループで話し合いながらマップにまとめていく。



▲地域の防災訓練
小学生は防災学習の発表を行い、中学生は事前に学んだ三角巾包帯法や担架搬送、役立トレイし立など活躍、参加した市民と共に訓練をした。



▲小学校5年生の防災授業
下校中に大地震が起きた場合を想定し、自分だったらどう行動するかを考える。グループで話し合いながら、友だちの話を聞き、さらに自分の考えを深める。

活動の様子はこちらから



みたかSCサポートネット



地域学校協働活動の推進のヒント

地域の課題は地域によって異なります。メンバーは決して防災のプロではありませんでした。そこで、防災に関する講習会や研修会に参加し、自らが学びながら、この地域の児童・生徒に身に付けてもらいたい防災についての最低限の知識を集め、授業テキストを作成したのです。地域の課題を自分たちで解決するために。

何らかの資格がある、特別な能力があるということではなく、PTA活動や子供たちのサポート活動で得た、学校との信頼関係、保護者同士のつながりで生まれた活動です。その根幹にあるのは子供の健やかな成長を願う、一人の親としての視点です。各々が持つ力を集めて、できることから始め、子供たちの成長を応援していく。地域学校協働活動推進は決して難しいことはありません。



次は「土曜学習応援団」についてのご紹介です！



土曜学習応援団とは

文部科学省は、子供たちの休日、放課後等における教育活動の充実を図るため、平成26年度から、民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ外部人材の協力により、特色・魅力のある教育プログラムを実施する地方公共団体や学校の取組を支援しています。

さらに、子供たちが社会で活躍する多くの大人に出会い、将来の夢や希望を持って学ぶ機会が充実するよう、趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として位置づけ、実社会での経験や専門知識、技術等を生かした出前授業や施設見学等の教育プログラムの提供を受ける取組の充実を図っています。

土曜学習応援団は、幼稚園から高校までの幅広い幼児、児童及び生徒を対象に、教科と連動した出前授業はもちろんのこと、ICTを活用したプログラミング講座や、伝統文化を学ぶ体験プログラム、環境や防災に関する知識を深める学習、国際理解を深める講座等、それぞれの企業・団体の実社会での経験や強みを生かした出前授業を実施しています。



安全普及啓発活動等への土曜学習応援団の活用

土曜学習応援団の趣旨に賛同する団体の中には、共済団体の安全普及啓発活動等においても実施できるような学習プログラム（安全や防災、情報モラルなど）を提供している団体もあります。ぜひ、土曜学習応援団を安全普及啓発活動等の充実に役立てていただければと思います。

土曜学習応援団の取組事例（動画）

学び未来 成果報告



参考URL <http://manabi-mirai.mext.go.jp/report/2016.html>

①情報活用・情報モラル ㈱日立製作所



みんなで考える情報活用の“秘訣”
災害時の事例シナリオの分析を通して、安全、安心、快適に暮らすことのできる情報社会の実現のために、情報を活用するうえで大切なことを考えます。

②防災 ㈱防災ジオラマ推進ネットワーク



段ボールジオラマ防災授業
段ボールでできたジオラマキットを組み立て、「どんな危険がありそうか」「災害が起こったらどうするか」など防災について考えます。

③プログラミング 日本電信電話㈱



Let's プログラミング！
小さなコンピュータ「Ichigo Jam（イチゴジャム）」を使ってプログラミングの心構えから実際のプログラム入力、簡単なゲームの作成などBASICプログラミングの基礎を学びます。

④その他 紹介している学習プログラム

消費者教育、生活設計
「ライフサイクルゲームⅡ～生涯設計のススメ～」で人生のリスクについて考えよう



理科
「見える光・見えない光」



金融・経済
「投資って何だろう？」



防災・道徳
「みんなであげよう」



グローバル
グローバル社会に必要な多様性への理解を深めるワークショップ



キャリア教育
「好き」を将来夢に！



土曜学習応援団について

～企業・団体等の出前授業により、特色・魅力ある教育活動を推進～

土曜学習応援団

文部科学省では、平成26年4月より子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同(御参画)いただき、土曜日ははじめとして、夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進。(平成30年5月段階で762団体が賛同)



土曜学習応援団に賛同した
様々な企業・団体・大学等

教育活動への協力依頼

学校・教育委員会
地域の教育団体等



ホームページ等による
応援団の情報提供

* 幼稚園・保育園～高校までを対象、他に、親子での参加も可能
* 土曜日ははじめとして夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等を対象

土曜学習応援団が、出前授業等の講師として参加している事例



化学の不思議を伝える
「化学実験教室」



災害に備える力を養う
「防災教室」



地球温暖化を考える
燃料電池を使用した
「発電実験教室」

土曜学習応援団・WEB URL: <http://doyo2.mext.go.jp>
* 賛同企業等の一覧や各企業等の取組を紹介
土曜学習応援団・動画
URL: <http://manabi-mirai.mext.go.jp/report2016.html>
* 土曜学習応援団の活動内容の動画を紹介

* 賛同企業等の一覧や
取組を紹介しています

【土曜学習応援団に関するWEBサイト】
URL: <http://doyo2.mext.go.jp>



お住まいの地域や学習テーマ、企業や団体等の業種などからワンクリックで**連携可能な企業・団体の情報**や、**実施可能な学習プログラム**に関する情報にアクセスできます！
(情報は随時追加します) その他、企業や団体等における教育活動に関する最新情報を掲載しています。

教科・学習テーマ・実施エリア(都道府県)・対象学年・開催可能日・開催場所・業種で検索できます



1. 土曜学習応援団のWEBをチェック!
土曜学習応援団 (URL: <http://doyo2.mext.go.jp/>)
賛同企業等の一覧や各企業等の取組を紹介!
2. 連携可能な企業・団体の情報や子供たちの新しい経験、気づきとして
ふさわしい学習プログラムや、実施地域を検索
3. 企業・団体の連絡先に直接連絡していただき、実施に向けて、条件等
をご相談ください。

出前授業等の実施!

※企業・団体の連絡先が掲載されていない、希望する学習プログラムの掲載先がわからない等の場合は、文部科学省の担当までご連絡下さい。
ご希望条件をもちに、企業・団体に確認します。条件が合えば、企業・団体と実施に向けて、ご相談ください。

教科から探す	学習テーマから探す	実施エリアから探す	対象学年から探す	開催可能日から探す	開催場所から探す	業種から探す
小学校国語(0)	著作権(1)	施設体験・見学(0)	幼稚園・保育園(0)	平日(0)	See more...	農業・林業・漁業・畜産(0)
小学校社会(0)	環境教育(0)	教材の提供(0)	小学校1年生(0)	土曜日(0)		建設(0)
小学校算数(0)	食育(0)	全国(110)	小学校2年生(10)	日曜日(10)		食品・飲料(0)
小学校理科(0)	地域理解(0)	北海道(10)	小学校3年生(10)	春休み(10)		電気・ガス・水道(0)
小学校生活(0)	福祉・医療・介護(1)	青森県(10)	小学校4年生(10)	夏休み(0)		出版・印刷(0)
小学校図画工作(0)	情報教育(0)	岩手県(0)	小学校5年生(0)	冬休み(0)		情報通信・映像・音声(0)
小学校家庭(0)	野外体験(0)	宮城県(0)	小学校6年生(0)	See more...		
小学校体育(0)	職業教育(0)					
小学校音楽(0)	金融・経済(0)					
小学校外国語活動(0)	国際理解(0)					

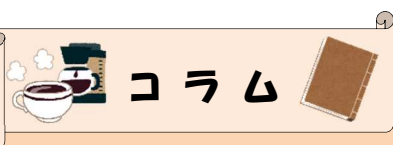
企業のプログラム例

- ・化学の不思議を伝える「化学実験教室」
- ・災害に備える力を養う「防災教室」
- ・地球温暖化を考える燃料電池を使用した「発電実験教室」等



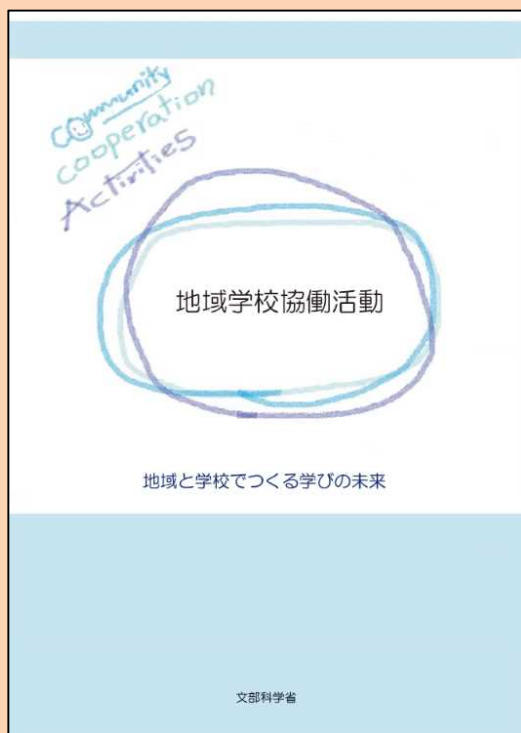
このように、PTA 活動が地域と学校の連携・協働の一翼を担っているケースは多く見られます。そのため、共済団体の皆さまの活動が直接的に関連していない場合でも、助成先の団体の活動が地域と学校の連携・協働において重要な役割を担っているケースもあると考えられます。

そして、公益性の観点から考えた際に、このような地域や学校との関わりはとても大きなポイントとなりますので、地域学校協働活動や土曜学習応援団の取組について知っておくことも、共済事業の公益性を高め、共済団体の目的である「児童生徒等の健全育成や健康・福祉の増進」のために必要なことなのではないでしょうか。



地域での活動において、参考となる資料をご紹介します。

○地域学校協働活動パンフレット
(文部科学省)



○地域における防災教育の実践に関する
手引き (内閣府)



5. 参 考

優良PTA文部科学大臣表彰の実践例

○実践例



平成29年度 優良PTA文部科学大臣表彰の実践例

[PDF 28,727 KB]



ダウンロード

学校と地域でつくる学びの未来



地域学校協働本部、放課後子供教室、地域未来塾、外部人材を活用した教育活動等、地域学校協働活動に関する取組の概要や事例紹介、全国の実施状況、関係法令等の資料等についての情報を発信しています。

関係法令や資料(一例)

- ・新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(中教審186号)
- ・「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～
- ・義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(中教審197号)
- ・次期学習指導要領(平成29年3月公示)
- ・社会教育法改正に関するQ&A
- ・平成27年度 地域学校協働活動の実施状況アンケート調査



地域学校協働活動の推進に係る参考情報

地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン



地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進等、様々な地域における事例を紹介しています。

地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集



地域において「地域学校協働活動」の推進、「地域学校協働本部」の整備、コミュニティ・スクールの促進といった答申の提案内容に沿った活動に積極的に取り組んでいる事例を紹介しています。

地域学校協働活動事例集



「地域学校協働活動事例集」に掲載されている取組事例をはじめ、平成20年度以降に文部科学大臣から表彰を受けた活動の事例を紹介しています。

地域と学校の連携・協働の推進に向けた民間企業・団体等による教育活動参考事例集



民間企業・団体等の方々による出前授業等のプログラムの内容や、学校等で実施するまでの過程、実施により子供たちや学校が得られた成果等をまとめています。

土曜学習応援団



子供たちの土曜日、休日、放課後等における教育活動の充実に向けた取組を推進する「土曜学習応援団」に賛同している民間企業や団体等が提供する学習プログラムを検索することが可能です。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)



コミュニティ・スクールに関する情報や資料を掲載しています。「コミュニティ・スクールパンフレット」、「学校運営協議会設置の手引き」、「ワークショップのすすめ」のダウンロードができます。

【 参 考 条 文 】

P T A ・ 青 少 年 教 育 団 体 共 済 法 （ 平 成 二 十 二 年 法 律 第 四 十 二 号 ）

（ 目 的 ）

第一条 この法律は、P T A 及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。

（ 定 義 ）

第二条 この法律において「P T A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。

2 この法律において「青少年教育団体」とは、青少年（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動を行う社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）又はその連合体をいう。

3 この法律において「共済事業」とは、児童生徒等、青少年、保護者、教職員その他の者の災害（負傷、疾病、障害又は死亡等をいう。以下同じ。）に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業をいう。

4 この法律において「共済団体」とは、次条の認可を受けて共済事業を行う者をいう。

（ 認 可 ）

第三条 P T A であって一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの若しくは青少年教育団体であって一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）であるもの又は児童生徒等若しくは青少年の健康の保持増進に関する事業を行うことを目的とする一般社団法人等であってP T A 若しくは青少年教育団体（以下「P T A 等」という。）と人的関係若しくは財産の抛出に係る関係において密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるもの（以下「特定関係団体」という。）は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。

（ 共 済 事 業 の 種 類 ）

第四条 前条の規定によりP T A 又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。

一 P T A 又はこれに係る特定関係団体が主催する活動における児童生徒等、保護者、教職員その他文部科学省令で定める者の災害に係る共済事業

二 学校の管理下における当該学校に在籍する児童生徒等の災害に係る共済事業

2 前条の規定により青少年教育団体又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年、保護者その他これらの団体の活動に携わる者として文部科学省令で定める者の災害に係るものとする。

3 第一項の共済事業を行うP T A 又はこれに係る特定関係団体は、当該共済事業のほか、次に掲げる共済事業を行うことができる。

- 一 学校の管理下以外における児童生徒等の災害に係る共済事業
- 二 学校が主催する活動における保護者及び教職員の災害に係る共済事業
- 4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。
- 一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園をいう。）であって児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（以下「隣接保育所等」という。）の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業
- 二 隣接保育所等の管理下以外における児童の災害に係る共済事業
- 三 隣接保育所等が主催する活動における保護者及び職員の災害に係る共済事業

（共済事業の内容）

第五条 共済事業においては、共済契約者の保護を図り、その健全かつ適切な運営を確保するため、共済契約は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 共済掛金の額が文部科学省令で定める額を超えないこと。
- 二 共済金の額が文部科学省令で定める額を超えないこと。
- 三 共済期間が一年を超えないこと。

2 共済事業においては、一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額は、文部科学省令で定める基準を超えてはならない。

（区分経理）

第十条 共済団体は、共済事業以外の事業を行う場合には、共済事業に係る会計（以下「共済会計」という。）を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

2 共済団体は、青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業については、文部科学省令で定めるところにより、共済会計において行うことができる。

（共済会計の他の会計への資金運用等の禁止）

第十一条 共済団体は、共済会計から共済事業以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済会計に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならない。ただし、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げないものとして行政庁の許可を受けた場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

（行政庁）

第二十三条 この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県教育委員会、その他の共済団体については文部科学大臣とする。

PTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号）

（共済会計における青少年の安全に関する普及啓発活動等に関する経理）

第二十条 法第十条第二項に規定する共済会計において行うことができる青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業（以下「安全普及啓発活動等」という。）は、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げない範囲内において行うものとする。

2 共済団体は、前項の規定により安全普及啓発活動等を実施しようとする場合は、毎事業年度開始前に、次に掲げる事項を行政庁に届け出なければならない。

一 実施しようとする安全普及啓発活動等に係る事業計画書及び収支予算書

二 最近の事業年度における業務報告書

3 共済団体は、前項の事業計画書又は収支予算書に変更があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

4 行政庁は、前二項の規定による届出に係る内容が、共済事業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、共済団体に対し、その変更を指示することができる。

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地

域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

保険業法（平成七年法律第百五号）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

- 一 他の法律に特別の規定のあるもの
- 二 次に掲げるもの
 - イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの
 - ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの
 - ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であった者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの
 - ニ 会社が同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を相手方として行うもの
 - ホ 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの
 - ヘ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であって、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行う

もの

ト イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

（保険業の定義から除外されるもの）

第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 地方公共団体が事業者（当該地方公共団体の区域内に所在するものに限る。）又はその役員若しくは使用人を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号イに掲げるものを除く。）

二 一の会社（当該会社若しくはその連結子会社等（内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいい、連結子会社等であった会社を含む。以下この号において同じ。）又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として法第三条第四項各号又は第五項各号に掲げる保険の引受けを行う事業を行うことを専ら目的とする会社（保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の引受社員及び少額短期保険業者を除く。）を除く。）若しくは当該会社の連結子会社等又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号ロ又は二に掲げるものを除く。）

三 一の包括宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号に規定する宗教団体がある場合における当該宗教団体であって、宗教法人（同法第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。）若しくは当該包括宗教法人に包括される宗教法人又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（法第二条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）

四 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（組合員であった者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、一の都道府県内の地方公共団体の職員（職員であった者を含む。）である組合員が構成するものに限る。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

五 国会議員（国会議員であった者を含む。）が構成する団体又は一の地方公共団体の議会の議員（当該地方公共団体の議会の議員であった者を含む。）が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの

六 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。第八号において同じ。）がその児童又は幼児を相手方として行うもの

七 一の専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）、一の各種学校（同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあつては内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体がその生徒を相手方として行うもの

八 同一の設置者（国及び地方公共団体を除く。次号において同じ。）が設置した二以上の学校等（学校、専修学校又は各種学校をいう。同号において同じ。）の学生又は生徒が構成する団体がその学生等（学生、生徒、児童又は幼児をいう。同号において同じ。）を相手方として行うもの

九 一の学校等又は同一の設置者が設置した二以上の学校等の学生等の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）又は教職員が構成する団体がその構成員又は学生等を相手方として行うもの

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

（公益目的事業比率）

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵かん 養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの